

静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 23 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第 6 号

静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(静岡県税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車税の証紙徴収の方法の特例)</p> <p><b>第55条の 2</b> 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条の規定による登録の申請を<u>行い、併せて静岡県行政手続等</u>における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う<u>場合には</u>、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税の額を施行規則第 9 条で定める方法によつて、払い込まなければならない。</p>	<p>(自動車税の証紙徴収の方法の特例)</p> <p><b>第55条の 2</b> 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条の規定による登録の申請を<u>行う場合において</u>、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、<u>又は法第 747条の 2 第 1 項の規定により法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して</u>、次条の規定による申告書の提出を行う<u>ときは</u>、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税の額を施行規則第 9 条で定める方法によつて、払い込まなければならない。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>8 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第 3 条の規定にかかわらず、法第38条に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>17 平成31年 4 月 1 日から<u>平成36年 3 月31日</u>までの間に終了する各事業年度（法第72条の26 第 1 項ただし書又は法第72条の48第 2 項ただ</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>8 平成26年度から<u>令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第 3 条の規定にかかわらず、法第38条に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>17 平成31年 4 月 1 日から<u>令和 6 年 3 月31日</u>までの間に終了する各事業年度（法第72条の26 第 1 項ただし書又は法第72条の48第 2 項ただ</p>

し書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間)に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) (略)

(自動車税の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス(一般乗合用のものに限る。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度  
(表略)

25 (略)

26 電気自動車、法附則第12条の3第3項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に

し書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間)に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) (略)

(自動車税の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス(一般乗合用のものに限る。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する令和元年度分の自動車税に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(表略)

25 (略)

規定する充電機能付電力併用自動車（附則第28項において「充電機能付電力併用自動車」という。）、施行規則附則第5条の2第6項に規定する自動車及び法附則第12条の3第3項第5号の乗用車のうち、施行規則附則第5条の2第7項に規定する基準に適合するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項	7,500円	2,000円
第1号ア	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
	第53条第1項 第1号イ	29,500円
34,500円		9,000円
39,500円		10,000円
45,000円		11,500円
51,000円		13,000円
58,000円		14,500円
66,500円		17,000円
76,500円		19,500円
88,000円		22,000円
111,000円		28,000円
第53条第1項 第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円

	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
<u>第53条第1項</u>	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
<u>第2号イ</u>	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
<u>第53条第1項</u>	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
<u>第2号ウ(7)</u>	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
<u>第53条第1項</u>	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第2号ウ(イ)</u>	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
<u>第53条第1項</u>	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第3号ア(7)</u>	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
<u>第53条第1項</u>	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
<u>第3号ア(イ)</u>	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
<u>第53条第1項</u>	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>

第3号イ	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第53条第1項	4,500円	1,500円
第4号	6,000円	1,500円
第53条第1項 第5号ア	6,000円	1,500円
	6,800円	2,000円
	7,600円	2,000円
	11,000円	3,000円
	12,500円	3,500円
	14,300円	4,000円
	16,400円	4,500円
	18,800円	5,000円
	21,700円	5,500円
	32,500円	8,500円
第53条第1項 第5号イ	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第53条第1項 第6号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
第53条第1項	8,000円	2,000円

第6号イ	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
第53条第3項	3,700円	1,000円
第1号	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第53条第3項	5,200円	1,300円
第2号	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

27 施行規則附則第5条の2第8項に規定する自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項	7,500円	4,000円
第1号ア	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
	第53条第1項	29,500円
第1号イ	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円

	<u>58,000円</u>	<u>29,000円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
第53条第1項	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
第2号ア	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
第53条第1項	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
第2号イ	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第53条第1項	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
第2号ウ(7)	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
第53条第1項	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
第2号ウ(4)	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
第53条第1項	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
第3号ア(7)	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第53条第1項	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>

第3号ア(イ)	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第53条第1項	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
第3号イ	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
第53条第1項	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
第4号	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第53条第1項	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第5号ア	<u>6,800円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>7,600円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>12,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>14,300円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>16,400円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>21,700円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>32,500円</u>	<u>16,500円</u>
第53条第1項	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
第5号イ	<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>23,500円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>



第53条第1項	6,500円	3,500円
第6号ア	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
第53条第1項	8,000円	4,000円
第6号イ	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
第53条第3項	3,700円	1,800円
第1号	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第53条第3項	5,200円	2,600円
第2号	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

28 電気自動車、法附則第12条の3第5項第2号に規定する天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、施行規則附則第5条の2第12項に規定する自動車、同条第13項に規定する自動車及び法附則第12条の3第5項第5号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成31年度分の自動車税に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、施行規則附則第5条の2第7項に規定する自動車、同条第9項に規定する自動車及び法附則第12条の3第2項第5号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項	7,500円	2,000円
第1号ア	8,500円	2,500円

	<u>9,500円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>13,800円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>15,700円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,900円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,200円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>40,700円</u>	<u>10,500円</u>
第53条第1項 第1号イ	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>45,000円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>17,000円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>19,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>28,000円</u>
第53条第1項 第2号ア	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
第53条第1項 第2号イ	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>

	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
第53条第1項	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ウ(7)	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
第53条第1項	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
第2号ウ(4)	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
第53条第1項	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
第3号ア(7)	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
第53条第1項	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
第3号ア(4)	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
第53条第1項	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
第3号イ	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
第53条第1項	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
第4号	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第53条第1項	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第5号ア	<u>6,800円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>7,600円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>12,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>14,300円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>16,400円</u>	<u>4,500円</u>

29 施行規則附則第5条の2第15項に規定する自動車及び同条第16項に規定する自動車（それぞれ前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定

	<u>18,800円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>21,700円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>32,500円</u>	<u>8,500円</u>
第53条第1項 第5号イ	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>22,500円</u>
第53条第1項 第6号ア	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
第53条第1項 第6号イ	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
第53条第3項 第1号	<u>3,700円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
第53条第3項 第2号	<u>5,200円</u>	<u>1,300円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>

27 施行規則附則第5条の2第12項に規定する自動車及び同条第13項に規定する自動車（それぞれ前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定

の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成31年度分の自動車税に限り、附則第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第53条第1項</u> <u>第1号ア</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>15,700円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>17,900円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>
<u>第53条第1項</u> <u>第1号イ</u>	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>20,000円</u>
	<u>45,000円</u>	<u>22,500円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>29,000円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
<u>第53条第1項</u> <u>第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>

	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
第53条第1項	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
第2号イ	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第53条第1項	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
第2号ウ(7)	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
第53条第1項	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
第2号ウ(1)	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
第53条第1項	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
第3号ア(7)	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第53条第1項	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
第3号ア(1)	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第53条第1項	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
第3号イ	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>

	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
第53条第1項	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
第4号	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第53条第1項	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第5号ア	<u>6,800円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>7,600円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>12,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>14,300円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>16,400円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>21,700円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>32,500円</u>	<u>16,500円</u>
第53条第1項	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
第5号イ	<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>23,500円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>
第53条第1項	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
第6号ア	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
第53条第1項	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
第6号イ	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>

<p>30 附則第26項から前項までの規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。 (狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)</p> <p>31 (略) (特例民法法人等に係る特例)</p> <p>32 (略)</p> <p>33 (略)</p>		<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	
		<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	第53条第3項	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>	
	第1号	<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>	
		<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>	
	第53条第3項	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>	
	第2号	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>	
		<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>	
	28 前2項の規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。 (狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)	29 (略) (特例民法法人等に係る特例)	30 (略)	31 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車税の税率)</p> <p>第53条 <u>自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(i) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自家用</p> <p>(7) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 <u>29,500円</u></p> <p>(4) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 <u>34,500円</u></p> <p>(5) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 <u>39,500円</u></p> <p>(2) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 <u>45,000円</u></p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第53条 <u>次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(i) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自家用</p> <p>(7) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 <u>25,000円</u></p> <p>(4) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 <u>30,500円</u></p> <p>(5) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 <u>43,500円</u></p>



- (f) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円
- (g) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円
- (h) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円
- (i) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円
- (j) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円
- (k) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円
- (#) 電気自動車 年額 29,500円
- (2) (略)
- (3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。）
  - ア 営業用
    - (7) 一般乗合用のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下同じ。）
      - a～g (略)
      - (4) 一般乗合用のもの以外のもの
        - a～g (略)
    - イ (略)
  - (4) (略)
  - (5) キャンピング車
    - ア (略)
    - イ 自家用
      - (7) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 23,600円
      - (4) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 27,600円
      - (9) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 31,600円
      - (5) 総排気量が2リットルを超え、2.5リ

- (f) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 50,000円
- (g) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 57,000円
- (h) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 65,500円
- (i) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 75,500円
- (j) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 87,000円
- (k) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 110,000円
- (#) 電気自動車 年額 25,000円
- (2) (略)
- (3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）
  - ア 営業用
    - (7) 一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。(4)において同じ。）
      - a～g (略)
      - (4) 一般乗合用バス以外のバス
        - a～g (略)
    - イ (略)
  - (4) (略)
  - (5) キャンピング車
    - ア (略)
    - イ 自家用
      - (7) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 20,000円
      - (4) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 24,400円
      - (9) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 28,800円
      - (5) 総排気量が2リットルを超え、2.5リ

ットル以下のもの 年額 36,000円

(f) 総排気量が2.5リットルを超え、3リ

ットル以下のもの 年額 40,800円

(g) 総排気量が3リットルを超え、3.5リ

ットル以下のもの 年額 46,400円

(h) 総排気量が3.5リットルを超え、4リ

ットル以下のもの 年額 53,200円

(i) 総排気量が4リットルを超え、4.5リ

ットル以下のもの 年額 61,200円

(j) 総排気量が4.5リットルを超え、6リ

ットル以下のもの 年額 70,400円

(k) 総排気量が6リットルを超えるもの

年額 88,800円

(l) 電気自動車 年額 23,600円

(6) (略)

2 前項各号に掲げる自動車に該当しない自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車とその種類、用途、構造、装置等により最も類似する同項各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(自動車税の証紙徴収の方法の特例)

**第55条の2** 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

ットル以下のもの 年額 34,800円

(f) 総排気量が2.5リットルを超え、3リ

ットル以下のもの 年額 40,000円

(g) 総排気量が3リットルを超え、3.5リ

ットル以下のもの 年額 45,600円

(h) 総排気量が3.5リットルを超え、4リ

ットル以下のもの 年額 52,400円

(i) 総排気量が4リットルを超え、4.5リ

ットル以下のもの 年額 60,400円

(j) 総排気量が4.5リットルを超え、6リ

ットル以下のもの 年額 69,600円

(k) 総排気量が6リットルを超えるもの

年額 88,000円

(l) 電気自動車 年額 20,000円

(6) (略)

2 前項各号に掲げる自動車に該当しない自動車に対して課する種別割の税率は、当該自動車とその種類、用途、構造、装置等により最も類似する同項各号に掲げる自動車について当該各号に定める額とする。

3 第1項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) (略)

4 (略)

(種別割の証紙徴収の方法の特例)

**第55条の2** 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

る条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税の額を施行規則第9条で定める方法によつて、払い込まなければならない。

**第88条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) (略)
- (2) 第18条、第23条第1項若しくは第4項、第56条第1項若しくは第2項、第56条の2、第59条若しくは法第72条の55第1項若しくは第3項、法第74条の10第1項から第3項まで、法第122条第1項の規定又は法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた者

#### 附 則

(法人の事業税の税率の特例)

17 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各事業年度（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間）に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次のアからエまでに掲げる法人の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める金額

条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割の額を施行規則第9条の16で定める方法によつて、払い込まなければならない。

**第88条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) (略)
- (2) 第18条、第23条第1項若しくは第4項、第56条第1項若しくは第2項、第56条の2、第59条若しくは法第72条の55第1項若しくは第3項、法第74条の10第1項から第3項まで、法第160条第1項の規定又は法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた者

#### 附 則

(法人の事業税の税率の特例)

17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間）に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 次号に掲げる事業以外の事業 次のアからエまでに掲げる法人の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める金額

ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人であるものを除く。）次に掲げる金額の合計額

(7)・(i) (略)

(ii) 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.395</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.635</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の0.88</u>

イ 特別法人（ウに掲げるものを除く。）

次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.65</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.93</u>

ウ 特別法人（租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人に限る。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.65</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	<u>100分の4.93</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の5.895</u>

エ その他の法人 次の表の左欄に掲げる

ア 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人であるものを除く。）次に掲げる金額の合計額

(7)・(i) (略)

(ii) 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.495</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.835</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1.18</u>

イ 特別法人（ウに掲げるものを除く。）

次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.75</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の5.23</u>

ウ 特別法人（租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人に限る。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.75</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	<u>100分の5.23</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>100分の6.095</u>

エ その他の法人 次の表の左欄に掲げる

金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.65</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.465</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.18</u>

- (2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業各事業年度の収入金額に100分の0.965を乗じて得た金額

18 前項の場合において、県内と他の2以上の都道府県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う同項第1号に掲げる事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人であるものを除く。）次に掲げる金額の合計額  
ア・イ （略）  
ウ 各事業年度の所得に100分の0.88を乗じて得た金額
- (2) 特別法人（次号に掲げるものを除く。）各事業年度の所得に100分の4.93を乗じて得た金額
- (3) 特別法人（租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人に限る。）各事業年度の所得に100分の4.93（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.895）を乗じて得た金額
- (4) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7.18を乗じて得た金額

金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.75</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.665</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.48</u>

- (2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業各事業年度の収入金額に100分の1.065を乗じて得た金額

18 前項の場合において、県内と他の2以上の都道府県内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う同項第1号に掲げる事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人であるものを除く。）次に掲げる金額の合計額  
ア・イ （略）  
ウ 各事業年度の所得に100分の1.18を乗じて得た金額
- (2) 特別法人（次号に掲げるものを除く。）各事業年度の所得に100分の5.23を乗じて得た金額
- (3) 特別法人（租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人に限る。）各事業年度の所得に100分の5.23（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の6.095）を乗じて得た金額
- (4) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7.48を乗じて得た金額

(中小法人等に対する事業税の不均一課税)

19 附則第17項又は前項の適用を受ける次に掲げる法人(受託法人であるものを除く。)のうち、附則第17項第1号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の所得が3,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの又は同項第2号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の収入金額が2億4,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のものが行う事業に対する各事業年度の所得又は収入金額に係る事業税についての前2項の規定の適用については、附則第17項第1号イの表中「100分の3.65」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の4.93」とあるのは「100分の4.6」と、同号ウの表中

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.65</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	<u>4.93</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>5.895</u>

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.4</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>4.6</u>

と、同号エの表中「100分の3.65」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の5.465」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の7.18」とあるのは「100分の6.7」と、同項第2号中「100分の0.965」とあるのは「100分の0.9」と、前項第2号中「100分の4.93」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の4.93」(各事業年度の所得のうち年10億円を超える

(中小法人等に対する事業税の不均一課税)

19 前2項の適用を受ける次に掲げる法人(受託法人であるものを除く。)のうち、附則第17項第1号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の所得が3,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のもの又は同項第2号に規定する事業を行う法人で事業税の課税標準となる各事業年度の収入金額が2億4,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下のものが行う事業に対する各事業年度の所得又は収入金額に係る事業税についての前2項の規定の適用については、附則第17項第1号イの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同号ウの表中

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.75</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	<u>5.23</u>
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	<u>6.095</u>

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>4.9</u>

と、同号エの表中「100分の3.75」とあるのは「100分の3.5」と、「100分の5.665」とあるのは「100分の5.3」と、「100分の7.48」とあるのは「100分の7」と、同項第2号中「100分の1.065」とあるのは「100分の1」と、前項第2号中「100分の5.23」とあるのは「100分の4.9」と、同項第3号中「100分の5.23」(各事業年度の所得のうち年10億円を超える

金額については、100分の5.895）」とあるのは「100分の4.6」と、同項第4号中「100分の7.18」とあるのは「100分の6.7」とする。

(1)～(3) (略)

(自動車取得税の非課税に係るバス路線)

23 法附則第12条の2第1項に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活上必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するもののうち、国が地方バス路線維持のため必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するものとする。

(自動車税の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車及び施行規則附則第5条第2項に規定する自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車、バス(一般乗合用のものに限る。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する令和元年度分の自動車税に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1

金額については、100分の6.095）」とあるのは「100分の4.9」と、同項第4号中「100分の7.48」とあるのは「100分の7」とする。

(1)～(3) (略)

(環境性能割の非課税に係るバス路線)

23 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、県が地域住民の生活上必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するもののうち、国が地方バス路線維持のため必要と認めて交付するバス路線の維持に係る補助を受けて運行するものとする。

(種別割の税率の特例)

24 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車(附則第29項において「天然ガス自動車」という。)、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車(附則第29項において「メタノール等自動車」という。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車(附則第29項において「電力併用自動車」という。))並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車(以下「自家用の乗用車」という。)、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車(以下「自家用のキャンピング車」という。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の

項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの

- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第53条第1項 第1号ア	(略)	
第53条第1項 第1号イ	<u>29,500円</u>	<u>33,900円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>39,600円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>45,400円</u>
	<u>45,000円</u>	<u>51,700円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>58,600円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>66,700円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>76,400円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>87,900円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>101,200円</u>
<u>111,000円</u>	<u>127,600円</u>	
第53条第1項 第2号ア	(略)	
(略)		
第53条第1項 第5号ア	(略)	
第53条第1項 第5号イ	<u>23,600円</u>	<u>27,100円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>31,700円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>36,300円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>41,400円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>46,900円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>53,300円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>61,100円</u>
<u>61,200円</u>	<u>70,300円</u>	

法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第53条第1項 第1号ア	(略)
第53条第1項 第2号ア	(略)
(略)	
第53条第1項 第5号ア	(略)



	<u>70,400円</u>	<u>80,900円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>102,100円</u>
第53条第1項 第6号ア	(略)	
(略)		

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、施行規則附則第5条の2第7項に規定する自動車、同条第9項に規定する自動車及び法附則第12条の3第2項第5号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第53条第1項 第1号イ	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>45,000円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>13,000円</u>

第53条第1項 第6号ア	(略)
(略)	

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、同項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する乗用車（附則第30項において「電気自動車等」という。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第53条第1項 第1号イ	<u>25,000円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,500円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>43,500円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,000円</u>	<u>12,500円</u>

	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
(略)		
第53条第1項	23,600円	6,000円
第5号イ	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
(略)		

27 施行規則附則第5条の2第12項に規定する自動車及び同条第13項に規定する自動車（それぞれ前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
(略)		
第53条第1項	20,000円	5,000円
第5号イ	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
(略)		

27 法附則第12条の3第3項第1号に規定するガソリン自動車及び同項第2号に規定する石油ガス自動車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の



ンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む、)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第53条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 29,500円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 34,500円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 39,500円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 45,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 51,000円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 58,000円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 66,500円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 76,500円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 88,000円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

サ 電気自動車 年額 29,500円

(2) 自家用のキャンピング車

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 23,600円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 27,600円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 31,600円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 36,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 40,800円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 46,400円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 53,200円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 61,200円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 70,400円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円

サ 電気自動車 年額 23,600円

29 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（それぞれ電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第24項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円

	<u>58,000円</u>	<u>66,700円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>76,400円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>87,900円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>101,200円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>127,600円</u>
第2号	<u>23,600円</u>	<u>27,100円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>31,700円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>36,300円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>41,400円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>46,900円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>53,300円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>61,100円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>70,300円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>80,900円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>102,100円</u>

30 附則第28項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、電気自動車等に対する附則第28項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第28項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>10,000円</u>

	<u>45,000円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>17,000円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>19,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>28,000円</u>
<u>第2号</u>	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>22,500円</u>

31 附則第28項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、法附則第12条の3第3項第1号に規定するガソリン自動車及び同項第2号に規定する石油ガス自動車に対する附則第28項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第28項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

第1号	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>39,500円</u>	<u>20,000円</u>
	<u>45,000円</u>	<u>22,500円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>29,000円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
	第2号	<u>23,600円</u>
<u>27,600円</u>		<u>14,000円</u>
<u>31,600円</u>		<u>16,000円</u>
<u>36,000円</u>		<u>18,000円</u>
<u>40,800円</u>		<u>20,500円</u>
<u>46,400円</u>		<u>23,500円</u>
<u>53,200円</u>		<u>27,000円</u>
<u>61,200円</u>		<u>31,000円</u>
<u>70,400円</u>		<u>35,500円</u>
<u>88,800円</u>		<u>44,500円</u>

28 前2項の規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。

(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)

29 (略)

(特例民法法人等に係る特例)

30 (略)

31 (略)

32 附則第26項から前項までの規定の適用がある場合における第53条第2項の規定の適用については、附則第25項の規定を準用する。

(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)

33 (略)

(特例民法法人等に係る特例)

34 (略)

35 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 静岡県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則 (種別割の税率の特例)	附則 (種別割の税率の特例)



24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車（附則第29項において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（附則第29項において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車（附則第29項において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) (略)

(表略)

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、同項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する乗用車（附則第30項において「電気自動車等」という。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあっては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課され

24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車（附則第30項において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（附則第30項において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車（附則第30項において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) (略)

(表略)

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第28項において「平成21年基準天然ガス自動車」という。）、同項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車（附則第28項において「充電機能付電力併用自動車」という。）、同項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する乗用車（附則第28項において「平成21年基準軽油乗用車」という。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受

るものに限る。)に限り、当該自動車平成31年4月1日(自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 附則第28項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、電気自動車等に対する附則第28項の規定の適

けた場合にあつては令和元年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車平成31年4月1日(自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、当該自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

27 (略)

28 電気自動車、平成21年基準天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車及び平成21年基準軽油乗用車のうち、自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車に対する第53条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 (略)

30 (略)

用については、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる附則第28項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第2号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円

乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、  
法附則第12条の3第3項第1号に規定するガ  
ソリン自動車及び同項第2号に規定する石油  
ガス自動車に対する附則第28項の規定の適用  
については、当該自家用の乗用車又は当該自  
家用のキャンピング車が平成30年4月1日か  
ら平成31年3月31日までの間に初回新規登録  
を受けた場合にあつては令和元年度分の種別  
割（法第177条の10第1項又は第2項の規定に  
より当該自家用の乗用車又は当該自家用のキ  
ャンピング車の所有者に対して月割をもつて  
課されるものに限る。）に限り、当該自家用の  
乗用車又は当該自家用のキャンピング車が平  
成31年4月1日から令和元年9月30日までの  
間に初回新規登録を受けた場合にあつては令  
和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に  
掲げる附則第28項の規定中同表の中欄に掲げ  
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句  
とする。

第1号	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第2号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円

	<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>	
	<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>	
	<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>	
<u>32</u> (略)			<u>31</u> (略)
(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)			(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)
<u>33</u> (略)			<u>32</u> (略)
(特例民法法人等に係る特例)			(特例民法法人等に係る特例)
<u>34</u> (略)			<u>33</u> (略)
<u>35</u> (略)			<u>34</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第4条** 静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中静岡県税賦課徴収条例第53条及び第55条の2の改正並びに附則第23項を削る改正、附則第24項を改め、同項を附則第23項とする改正、附則第25項を改め、同項を附則第24項とする改正及び附則第26項から第30項までを削り、附則第31項を附則第25項とし、附則第32項を附則第26項とし、附則第33項を附則第27項とする改正を削る。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4項中「31年新条例」を「新条例」に改める。

附則第5項中「31年新条例」を「新条例」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第5条** 静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成30年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

附則第1項第3号及び第3項を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第4条及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 令和元年10月1日
- (3) 第3条の規定及び附則第4項の規定 令和3年4月1日

(事業税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第17項から第19項までの規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の静岡県税賦課徴収条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。